

文書館の利用と活用

— 博学連携の視点から —

岡田 英行

一、はじめに

文書館を利用される方々の目的は多様であり、論文執筆や自治体史編さんのための資料収集、かつての土地区画の確認、古文書の勉強、等々多岐にわたる。また年齢層も様々であり、お年寄りから子どもまで幅広い。当然、職員には目的と対象に即した対応と配慮が求められ、結果として、利用者各層へのサービス向上が図られねばならない。

これまで文書館の利用は、イコール閲覧という狭義でしかとらえられて来なかつたきらいがある。関係機関や原課への史料貸出し、自治体史編さんへの便宜供与を「特別な利用」と位置づけていることは、その現れといえよう。文書館の利用を促進する上で、これらを含めた利用者から、何が求められ、何が提供できるのかを検討してみる価値は大きいと考える。「日常業務の中で、丁寧にレファレ

ンス対応をすることによって、利用者の声に応じている。」との反論もあるが、それは個別の一事例として処理されてしまうことになりやすい。それらを積み上げて、文書館への要請を巨視的に認識すべきであるし、閲覧を糸口にした様々な史料活用を思い描くべきである。つまり、文書館の利用を史料・施設・機能の活用まで含めて広義にとらえ、目的と対象に応じた文書館利用論・活用論を大いに語るべきなのである。この議論が十分になされて来なかつたのは、森本祥子氏が文書館の普及活動の阻害要因として指摘した「第一点は、利用者を伝統的にイコール歴史研究者と考えてきたこと、第二点は、史料の保存を特に重視してきたこと」と無縁ではない。本稿は、学校教育との関わりを切り口として、文書館の有効かつ広範な利用の可能性を模索しようとするものである。ごく一面的なとらえ方でしかないが、各方面に向けて文書館利用論・活用論を展開する上で、多少なりとも参考になれば幸いである。

二 文書館と学校教育

公文書館法では、史料の保存と閲覧及び調査研究の三業務を公文書館の目的としており、積極的な活用までには踏み込んでいない。しかし、いくつかの公文書館や文書館の設置条例・規則等を見ても、史料の保存と活用の両面を業務目的として規定していることがわかる。このうち活用については、「教育」への寄与を目的の一つに掲げている例も見受けられるが、「学術」「文化」振興への寄与としていたる館も多く、ストレートに学校には結びつかない（むろん読み込みは可能だが）。もつとも、条例に「教育」の項目を盛り込むのは、所管が首長部局か教育委員会かの事情もあろうし、ここにいう「教育」は学校教育だけに限定されるべきではあるまい。同じ社会教育施設でありながら、博物館や図書館が、学校への援助を明文化した博物館法・図書館法に裏打ちされているのに比べて、文書館の場合、条例・規則まで含めても学校教育への関わりについて明確な規定は見出しがたい。

にもかかわらず、多くの文書館が、学校或いは児童・生徒に対して独自の取り組みを進めていることが窺える。例えば、尼崎市立地域研究史料館では夏休み期間中の児童・生徒の自由研究や地域学習へ対応しているほか、群馬県立文書館の主催する長期古文書解読講座の対象者は「古文書解読経験のある者、職務上古文書解読を必要としている者、教員、……」として、学校教員を別枠で位置づけて

いる。また、新潟県立文書館研究紀要には、「史料と教育シリーズ」と題して地域史料を活用した授業実践が創刊以来掲載されているをはじめ、それ以外の各館の広報紙の中にも、文書館史料を活用した授業の紹介、展示見学や調査で来館した教員及び児童・生徒の写真や感想を間々見ることができるといえる。どうやら文書館にとって、学校を利用対象の一つと見るのは、特殊な認識ではなさそうである。

では、各館における学校利用の実際であるが、残念ながら概観するのに十分な情報は行き渡っていない。各地に様々な実践があるに違いないが、あまり積極的には語られて来なかった。今後、いろいろな機会と場面を通して、事例発表や情報交換がなされることを期待したい。

三 博物館と学校教育

近年、博物館では参加・体験型の学習活動を積極的に取り入れている。展示においても、講座においても然りである。村上義彦氏は、子ども対象と考えがちな体験学習について、「追体験主体の学習こそ（歴史学習の）本来の姿」との認識から、大人のための体験学習の意義を説いている^②。実物の資料はまさに感動を与えるが、さらに、受動的な学習を能動的に転化させるのである。

一方、学校においては、自ら学び自ら考えよりよく問題を解決する「生きる力」を育成する意味から体験学習の必要が叫ばれ、博物館や資料館と連携・協力して大きな成果を上げている^③。県内でも、

学校向け学習プログラムと手引書の作成、現物資料の貸出し、巡回展示、博物館職員による授業等々、多くの先進的実践が報告されている。教科についても、これまで博物館利用の定番であった社会科（特に歴史的分野）・理科にとどまらず、生活科・家庭科・音楽・道徳等、各教科・領域へと広がっている。博物館と学校との結びつきは遠足だけというのは、もはや過去のことと言ってよい。両者間に緊密な協力関係を結ぼうとする試みは「博学連携」と称され、学校教育と社会教育の間の協力を指す「学社連携」「学社融合」⁴から派生した一形態といえる。

ここ十年ほどの「博学連携」の推進状況は著しく、大友秀明氏は次のようなまとめをした上で、さらに今後の「融合」への進展を見通している。⁵

- ①「学社連携」の一環として「博学連携」事業がある。
- ②博物館の教育普及活動が意図的・計画的に推進されている。
- ③学校教育における博物館の効果的・有効的な活用方法や留意点などが実践的に明らかになっている。
- ④教員・学芸員・研究者による総合的な共同研究が行われている。

ここで、多くの優れた実践に学びながら、博学連携の在りようをとらえてみたい。博物館と学校との関わりは、文書館にとっても大いに参考になるはずである。

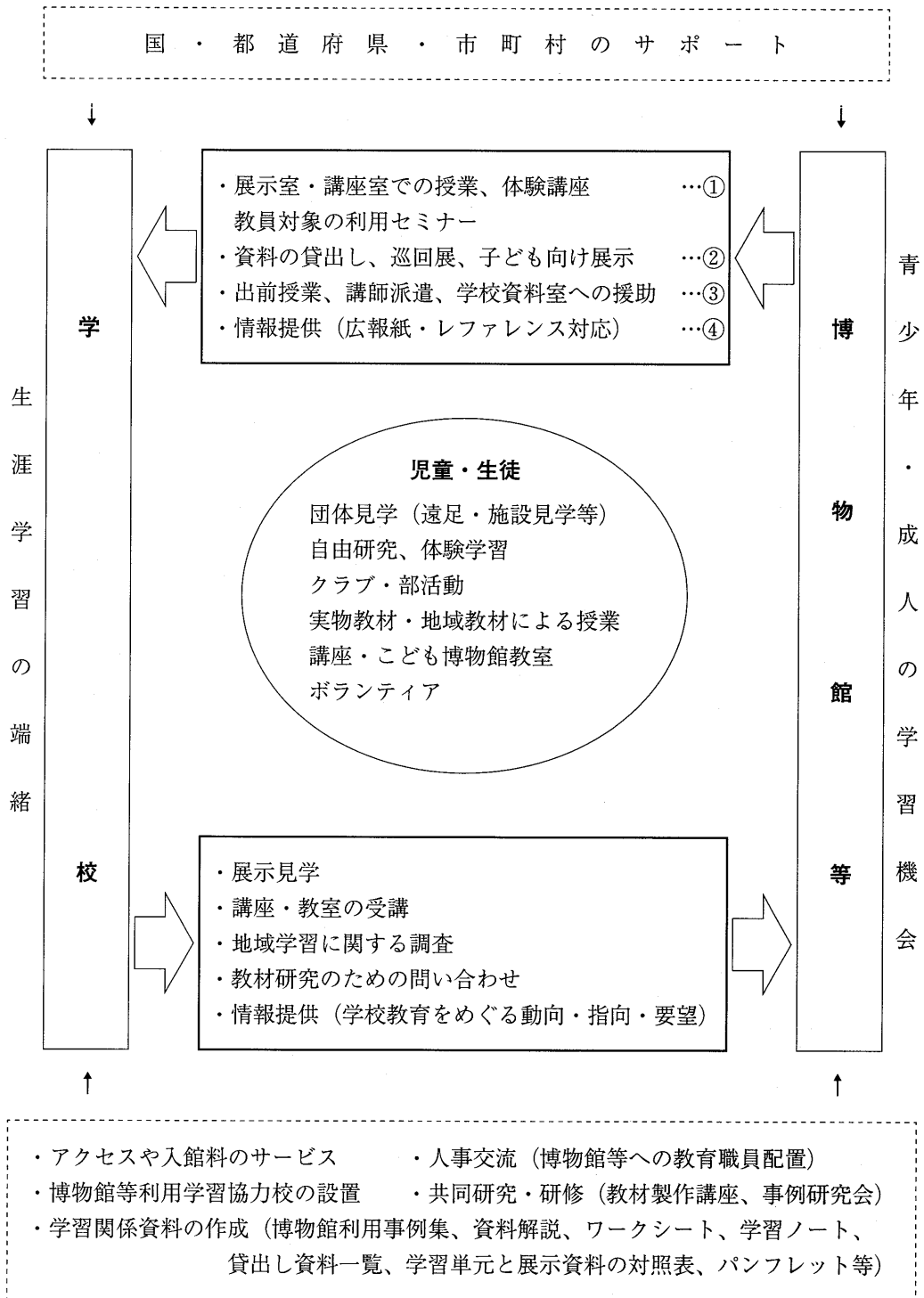
図1は、博学連携の関係をまとめた概念図である。⁶ 児童・生徒を中心にして学校（「学」）と博物館等施設（「博」）が向かい合っており

り、児童・生徒は「学」の授業や部活動、「博」の講座・教室等の事業やボランティア活動に参加することによって学習を享受している（図中央）。その背景には、矢印で示した「博」「学」両者間の「たらきかけ」がある。例えば、「博」は「学」へ資料を貸出したり、職員を派遣することによって授業を支援しているのであり、逆に「学」は「博」の開催する展示・講座等に教員が参加したり、子どもを参加させることによって、教育普及事業の趣旨に込えている。

これを、「博」「学」双方のフィールドから見とみることにする。「博」の取り組みは、広範な対象者のうちの一部分である在学青少年に対する学習機会の提供であり、背後にその後も主体的な学習を支援していく生涯学習の機会を準備している。一方「学」の取り組みは、実践的な体験をもとにして各教科等の学習内容を体系的に深めるとともに、将来にわたって学び続けるための「学び方」を習得させる教育活動である。これは生涯学習の端緒をつける営みといえる。つまり、「博」「学」は各々のフィールドから児童・生徒と別個に関わっているように見えるが、実は「生涯学習社会への対応」をキーワードとして密接に結びついているのである。

なお、この連携を推進させる働きとして、法制度や施設整備の面からの公的援護（図上部）と、「博」「学」双方の交流と研鑽による連携の基盤作り（図下部）がある。まず必要なのは、それぞれが持つ情報を交換しあう回路をもつことであり、これは相互の活動を活性化させることにもつながると考えられる。

図1 博学連携概念図



四 当館の博学連携

前項で、「博学連携」における協力・支援関係を概観したところで、博物館の側から見た連携の形態を整理してみると、①施設利用②資料活用③人的支援④情報提供の四つに分けられる。そこで、この区分に沿って、当館の学校教育との関わりを述べることとする。

①施設利用

〈教員研修の受入〉

市町村の社会科主任研修会や学校単位の校内研修に対して、会場を提供することがある。この時、館内案内や収蔵史料の紹介を通して文書館の利用を呼びかけている。また、利用証の発行を合わせて行い、研修会を契機に個人で利用できるよう配慮している。この他、県教育委員会長期研修教員として年二人程度の学校教員を受け入れられている。研修テーマは、主に収蔵史料を中心とした地域教材開発に関する研究で、その成果は学校教育へ還元されることになる。

〈学習の場の提供〉

児童・生徒がグループ単位で調査に訪れたり、授業の一環として教員の引率のもとに来館することがある。大学生に対しては、博物館学芸員資格取得の一環としての実習・見学や、日本史演習ゼミを受け入れている。原資料に直接触れながらの学習は、教室では味わえない貴重な経験となっている。

小中高校生を対象とした事業としては、「土曜おもしろ博物館」

がある。県立八館が歩調をあわせて取り

組む休業土曜日対応

事業で、各館園が特

色を生かした体験学

習講座を開催してい

る。当館では、四月

と八月を除く毎月第

二土曜日に、収蔵史

料をヒントとする和

紙を用いた巻物、郷

土の歴史上の人物を

取り入れた埼玉人物

すごろく、ゴム板のはんこ、はめ込み式の地図パズルづくりを行っ

ている（写真1）。実施にあたっては、職員が二人一組のペアを組

んで当番制で担当しており、さらに、大学生ボランティアの協力も

得ている。自分なりの工夫が生かせること、持ち帰って家庭でも遊

べることにより好評だが、リピーターから要求されている新企画の

導入と、有効な広報手段が課題となっている。

②資料活用

当館では、博物館や文書館の展示へ史料を貸出しているが、施設・

警備・防災等の問題から、学校への貸出しは行っていない。借用依

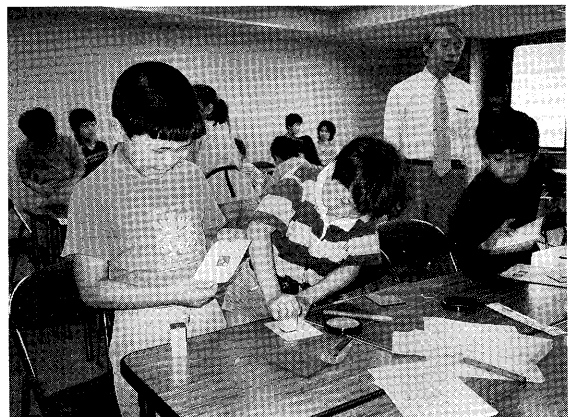


写真1 土曜おもしろ博物館
(はんこをつくろう)

頼があった場合、所定の手続きに基づき写真・フィルム等の二次資料を貸出したり、コピーを提供することで対応している。以前は、収蔵史料を用いた授業実践や授業で活用できる史料を紹介した『資料案内』を作成・頒布していたが、平成五年度以降休止している。ここに掲載された史料写真は学習資料として利用価値大であり、現在でも問い合わせを受けることがある。

なお、学校へ提供した史料は、概ね次のように活用されているようである。

- ア 学習環境の整備 …… 写真やパネルにして教室に掲示し、モニターションを高める。
- イ テキストや教材 …… 直接読み取りに使ったり、比較しあったりする。
- ウ 補足資料や参考資料…説明や裏付けとして史料を提示する。
- エ 基礎データ …… 史料自体を提示せずに教材研究の一端として手持ちの資料としたり、グラフ化するなど形を変えて提示する。

③ 人的支援

研修や授業で来館した場合には、説明や案内で職員が対応する。これは、場と機会の提供というより、人的な協力という意味で①の施設利用と分けて考えた方がよからう。来館者への対応はもちろんだが、逆に館外で開催される学校教員の研修（特に社会科）に講師として派遣を求められることがある。この場合、当館の利用案内を

するばかりでなく、当該地域の教材化可能と思われる収蔵史料を紹介している。

また、まれに授業にゲストティーチャーとして招かれることがある。史料の解説の他、コメントを述べる役目を負うが、事前に授業のねらいについて十分な打ち合わせが必要なことは、よく指摘されるとおりである。さらに、言いたいことだけ喋りまくる。ただの物知りおじさん”に終わらないよう、配慮が必要となろう。

④ 情報提供

文書館には、県内外の史料に関わる情報が集まる上、参考図書や行政刊行物も豊富なことから、授業作りの相談や問い合わせが寄せられることがある。収蔵史料のうちから授業に使えそうなものや、参考となる図書（市町村史や研究論文等）を紹介したり、場合によっては博物館等他の機関への照会も行っている。

以上が、現時点での当館における学校教育との関係の概要であるが、お気づきのとおり図1で述べた先進的取り組みに比すべくもない。では、学校教育において文書館史料の積極的活用を阻んでいる要因は何なのか。県立館のため市町村立館に比べて地域密着の度合いが薄い、学校を対象とした教育普及活動が不十分、そもそも学校から見ると認知度が低い、等の原因がすぐに考えつくが、どうもそればかりではなさそうである。当館自身の問題の他に責任転嫁をするようでは心苦しいのだが、文書史料自体に原因はないだろうか。博物館で扱っているいわゆるモノ資料と比べて、インパクトがない、難

解さ、イメージがわからない、体験的活動につなげにくい、教材化のため加工するのに手間取る等の障害があると考えられるのである。したがって、文書館において博学連携を推進するとなると、それら障害を乗り越えなければならない。

五 文書館における博学連携の推進に向けて

今年度実施した「もんじょかん体験セミナー」^⑧の受講者に書いていただいたアンケートの中に、文書館利用への気後れを吐露したものが複数あった。うち、「文書館の敷居の高さ」との表現をされた方は、以前に数度の古文書解読講座を受講していた。興味を持ち、史料との出会いを経ているにもかかわらず、文書館利用には二の足を踏んでしまうのである。おそらく、人生の早い時期に文書館体験をしていれば、このような思いをしなかったであろうし、また、今の児童・生徒に将来同じような思いをさせてはならない。ここに、文書館における博学連携の必要性を見出せるのである。

以下、今年度担当させていただいた、授業への支援と常設展の二つの事業経験を通して、児童・生徒の文書史料活用の可能性を探りたい。(一)は授業中における史料の有効活用の視点から、(二)は生涯学習の素地づくりの視点からのアプローチである。

(一) 授業支援における博学連携の可能性

ア 授業の概要

今年度、埼玉大学教育学部附属中学校の選択社会を履修している

文書館の利用と活用 — 博学連携の視点から —

三年生の訪問を受けた(写真2)。この学校は、当館から徒歩数分のところに位置する地理的好条件のうえ、意欲的な先生方のおかげで、これまでに何度も足を運んでくれている。ただし、従前は施設見学と主な収蔵史料紹介が中心であったが、今回は「戦争の頃の様子を、文書館の史料から調べよう!」という明確な学習のねらいをもつての来館であった。まずは一人一人、利用証を作ってもらい、通常の閲覧手続きに従って史料を請求してもらった。閲覧史料は戦前・戦中期の行政文書や教科書、戦時体制下のピラ等、バラエティに富んでいた。読めない文字に対しても根気強く読解に努め、予定の時間をオーバーしての調査となった。いつもならこれで生徒との関係は絶たれるのであるが、後日、思いがけず講師として授業へ招かれた。「平和についての考察」を共通テーマにして、選択国語のクラスと合同発表会を行うというのである。

公共機関の見学・調査活動を進めてきた選択社会と、文学作品の読み取りや美術・音楽作品の鑑



写真2 史料を手にとる中学生

賞を行ってきた選取国語との合同発表会といえは、異種格闘技選手権とも言えそうである。しかし指導案を見せていただく、「社会事象をとらえる方法が多様にあることに気づくとともに、自分たちの調査結果を違った視点からとらえ直し、より深めようとする意欲を高める」ことが授業目標の一つに掲げられており、「学び方を学ぶ」意味からも先駆となる実践であることが察せられた。

当日の授業の大まかな流れは、次のとおりである。

- 1 選取国語の学習成果発表
- 2 選取社会の学習成果発表
- 3 他コースの発表から学んだことを相互に発表
- 4 平和について考えたことの話し合い
- 5 講師の講評
- 6 教師の講評

講評では、まず熱心な取り組みを賞賛するとともに、埼玉県平和資料館や閲覧しなかった戦争史料等の例を挙げて、情報・資料収集方法の多様性を説明した。加えて、資料をもとにして感じ、考え、表現する作業を繰り返してほしいことを伝えた。その上で、学んだ成果を「(将来に・他の人に)伝える」意義を強調して述べ、責を果たさせていただいた。

以下は、授業終了後、生徒が書いた感想の一部である。

・今回初めて文書館に行ったけれど、とても静かな所で調査にピッタリだと思いました。当然資料も充実していて、調べやすかったです。

す。機会があったらまた行ってみようかなと思いました。
・ずいぶん昔の資料なのにまだ残っていること、それらが整理されていること等、「文書館」は社会科の学習に大きく役立ってくれました。そのような施設が身近にあるということから、公民の学習もいろいろと考えることができそうです。

・七月七日にこの禁止令がだされていた。主な内容は、「贅沢を禁止し、簡素な生活を行うことが日本国民である。贅沢に使っていた購買力は貯蓄・公債の購入につかえ」ということだった。国の命令だということ、国民もそれが正しいと思ひこんでしまうところがあると思う。それを利用したひきょうなやり方だと思った。ピラというの是一般の人が見るためにつくられたものなので、当時の様子がそのままに分かりやすく伝わった。

イ 授業を振り返って

とかく古文書や行政文書等の文書史料は、子どもには難しすぎると考えがちである。そこで小林聖夫氏は、古文書に接した小学生へアンケートを試みている。結果、「ただぼんやりとながめているのではなく」「大人と同様の気持ちをもって史料に接していたのである。」との分析をされている。史料保存機関に働く者にとつて実に励まされる思いがするが、同時に史料を提示する上では、小学生たりとも軽々に扱えないという厳しさをも突きつけている。

今回の一連の学習においても、義務教育の段階でも十分に文書館史料は活用できるといふ確信を得ることができた。学習意欲を引き

出す上で、ナマ資料の有用性はまさに絶大である。ただし、生徒たちが史料の内容をほぼ読み取ることができたのは、学習支援者としての先生方の理解と配慮があつてこそである。

先生方が授業に史料を用いる場合、加工を含め、かなりの手間と時間を要する。そこで求められるのが、文書館ならではの学習プログラム開発と学習キットの作製である。先生方に「史料Ⅱ難解」のイメージを払拭してもらい、ともに教材を開発していけるような体制が整えられれば申し分ない。現時点では難しいことだが、今後、文書館史料並びに文書館自体が学校教育に活用されるかどうかは、先生方との協力関係構築にかかっていると見える。

(二) 常設展における博学連携の可能性

ア 当展示の概要

昨年度の常設展は、展示室を有効利用する意味から、年間二回の収蔵文書展開催期間以外に行つていた。本年度は展示室を二室に分け、一室を常設展示室として年間を通して開け、他一室は収蔵文書展開催期間のみ使用することとした。なお、これまでに至る経緯については、本誌第十一号に白井氏が詳述しているので、なるべく重複を避けつつ当展示の概要を述べることとする。

年度当初に担当者会議を行い、前年度の常設展を基調とした上で以下の基本的事項を確認し、今年度の常設展がスタートした(担当者には新井浩文・笠原健司・白井哲哉・橋本栄の各氏と岡田)。

○名称を、常設展「みる・よむ・しらべる」とする

○わかりやすく親しみのある展示にする

○閲覧室利用の導入とする

○収蔵史料、業務を紹介するガイダンス展示とする

以降、若干の展示史料の入れ替えを加えながら常設展は進められたが、年が明けて一月早々に再び担当者会議が開かれた。この場で、「単なる史料のショーウィンドウとせず、文書作成のストーリーを提示したい」「出展数を多くして、見応えのある展示を期待する声に応えたい」「当館の利用と史料の活用を強く打ち出したい」との意見が出され、展示替えを行うこととなった。図2は、展示替え後の常設展の見取図である。

イ 当展示の性格

展示室は、文書館に設けられた窓である。しかも、館の業務や収蔵史料を概観できるのぞき窓である。ここでは、職員目を気にせず、自分のペースで文書館との間合いを測ることができる。間合いを詰められれば、観覧者は理解者・利用者へ転化するであろう。

柴田知彰氏は「理解者層拡大が目的であれば館業務の紹介や史料学的知識の普及、利用者層拡大であれば収蔵史料の紹介が主になる傾向にある。」との前提で、その組合せを四通りに類型化している。

当常設展は、テーマに沿った関連史料を集めた収蔵文書展と別立てであることからすると、「常設展で理解者層拡大、企画展や特別展で利用者層拡大の展示を行う。」型にあたる。また、業務紹介に加えて、意図的に各種の収蔵史料を並べている点からすると、「利用

図2 常設展見取図

文書はどのように活用されているの？

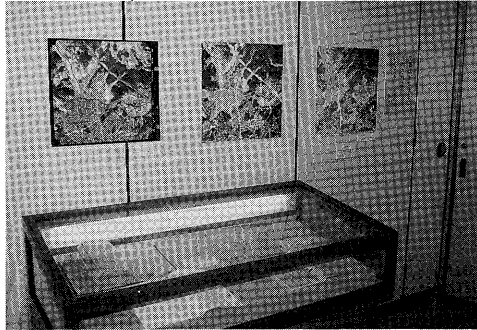


写真6

くわしく調べるにはどんな方法があるの？

- 古文書目録
- 行政文書目録
- 参考図書
- 展示一覧
- 利用証発行の案内



埼玉県立文書館
WHO'S WHO
(あゆみと業務内容紹介)

各種展示図録

和紙にふれるコーナー

ノート



写真3

あいさつ文

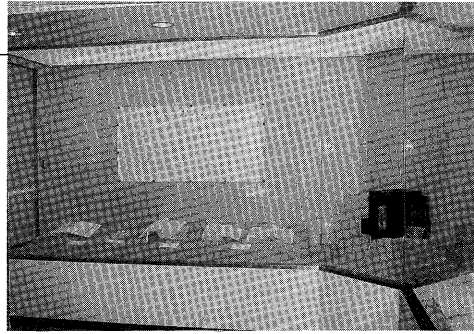


写真5

文書はどのようにして守られてきたの？



文書館の利用と活用
— 博学連携の視点から —

文書はどんなときにつくられたの？



者層拡大の展示の中に、理解者層拡大の部分を設ける」型に該当する。ただし、文書の成り立ちや活用という文書館ならではの視点を、収蔵史料を用いてアピールしている意味では、利用者層拡大と理解者層拡大は同時に進行しているといえるかもしれない。

また、文書館における展示の意義に関わり、中野等氏は「『展示』業務は文書館（史料館）と不特定市民との初期的な接点であり、したがって、そこは文書館（史料館）が『史料とは、文書とは』何であるかを市民レヴェルの認識で深化させる方向で活用すべき『場』なのである。」と述べている¹¹。また、長沢洋氏は中野氏の主張を受け、「『史料とは何か』というメッセージを核にした上で、『史料・文書そのものについての認識や知識』という程度に幅のある指針」のものでの展示内容を提唱している¹²。

博学連携の視点に立つならば、文書館の展示は、個別の展示史料に対する認識を深める場としてより、史料活用に向けた動機付けの場としての意義を優先させたい。その上で、「史料とは何か」というメッセージを、児童・生徒レヴェルで受けとめてほしいと考える。さらに、主体的な学習を促す第一歩として、疑問を発見する目を養う場としたい。素朴な疑問が課題意識へと高まって学びは始まるのであり、どのような課題設定をするかは、学び方の一技能といえる。

ウ 展示内容と学習活動

文書館マスコットキャラクター「もんじろう」（写真3）に導かれて展示室に入ると、大きく四つのコーナーに分かれる。文書を不

ズミから守る猫をモチーフにした「もんじろう」も、問いかけ式のコーナータイトルも、文書史料に親しみをもっていたくための工夫である。順路に沿いながら、各コーナーの展示内容とそこで想定される学習活動を挙げることにする。もちろん、当展示は広く一般対象の展示であり、子ども向けの展示ではない。多分に独りよがりの上、手前味噌と承知しつつ、思うところを述べてみたい。

「文書はどんなときにつくられたの？」

一通の文書が作成された後、控え、上申書への添付、返書等の目的により新たな文書が連関性をもって次々に作成され、伝達されていく過程を追うこととした。題材としては、中世の下文・近世の廻状・近代の許可文書の他、明治期の地図発行までの流れ（測量に関する指示回達文↓手書彩色図↓迅速測図）を取り上げた（写真4）。

↓コーナータイトルは問いかけ式であるが、単なる一問一答式のQ & A方式にはなっていない。解説は、コーナータイトルに対して部分的に最低限の答えとなるもの、個々の史料について細かく解説したものの、と二種類あるため、展示史料と解説を見ながら自分で答えを組み立てる必要がある。学習者自身の読み取りによって一定の解答が得られ、さらなる探求心が喚起されることになろう。どんな疑問が探求心を呼び起こすだろうか。くずし字や異体字、墨色の印形、刻付による時間の表し方、廻状の挟み板、昔の地図記号……。課題を発見するための「目」を鍛える素材はいくらでもある。

「文書はどのようにして守られてきたの？」

作成された文書が大切に保存されてきた実例として、文書たんす（現物）・黄はだ染行政文書・防虫薬包等を展示した。また、補修前後の古文書とダイレクトプリントした河川台帳付図（ラミネート版）を展示することにより、文書館の史料保存業務の一端を紹介した（写真5）。

↓まず、ポロポロの古文書はショックングであろう。こういった史料が歴史研究の素材であり、教科書記述にまでつながることが実感的に理解できよう。そこから、史料保存の意義、さらには公共機関の目的と働きにまで学習を膨らませることができよう。

「文書はどのように活用されているの？」

史料利用は呼びかけても、実際にどのように館外で活用されているかについて、十分に把握されていない面がある。そこで、史料の活用例として、研究書や博物館の図録に掲載された当館の収蔵史料を示すほか、実際に県内の中学校で授業（選択社会）として行われた古文書解読のテキストを原史料と合わせて展示した（慶安御触書）。さらに、地域の変容を調べる方法を紹介する意味から、新旧の航空写真を並べて展示し、比較してもらえようにした（写真6）。
↓このコーナーは、文書館と館外との、史料を媒介とした発信・受信の相互通行の場である。具体的な活用事例は、利用への意欲を促

し、新たな活用を触発する。例えばアドバイス一つで、航空写真を地図に置き換えて、異なる年代の地図を丹念に読み取る学習へ発展するかもしれない。また、史料の利用価値を知ることが、史料保存への理解を深めることにもなる。

「くわしく調べるにはどんな方法があるの？」

原史料を検索するための目録と、調査・研究の参考にするための図書が閲覧室に備えられていることを説明した。また、学習活動の糸口としていただくため、これまでに当館で行った展示のテーマ一覧を掲げた。そのうえで、各種展示図録を置いて自由に持ち帰っていただけるようにした。さらに、前述の「土曜おもしろ博物館」でつくった作品を中心に並べて実際に触れていただけられるようにしたり、利用証発行の案内をして、閲覧室への導入部と位置づけた。

↓学習を進めるには、明確な課題意識と追究の計画づくりが必要である。これに関わり辻川敦氏は、児童・生徒が自由研究のテーマを設定したり、職員がレファレンスを行う上で課題シートの有用性を指摘している¹³。学習者にとって、調査・研究の見通しを立てることができるほか、实际的に「学び方を学ぶ」ことになろう。このコーナーは課題シートほどの有効性はないが、これまでの展示テーマの中から興味・関心を持つものを見つけたり、一覧を応用して時代や地域を他に移し、自身の新たなテーマを設定できるであろう。要は、閲覧室での学習活動をイメージしてもらおうことである。

六 おわりに

平成十年十二月、文部省から新学習指導要領が告示された。小中学校については平成十二年度からの移行措置を経て、完全学校週五日制導入とあわせて平成十四年度から全面实施される。今回の改訂において博学連携の点から注目すべきは、体験的・問題解決的な学習の充実と「総合的な学習の時間」の新設であろう。教育内容を精選（三割程度削減）して基礎・基本の定着を図るとともに、自ら学び自ら考える「生きる力」の育成を目指して、座学に終始しない多様な学習の広がり志向されている。

「総合的な学習の時間」は、各学校が「地域や学校、生徒の実態等に応じた、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うもの」とされ、各教科で培った問題解決能力を現実生きてはたらく力に昇華させていくための、より実践的な取り組みが期待されている。内容としては、国際理解、情報、環境、福祉・健康の四つが例示されているだけで、学校独自の課題設定を縛るものではない。教科書はつくられず、この時間の名称からして「各学校において適切に定めるもの」とされており、いわば「何でもあり」の学習となる。ただし、実施にあたっては、「自然体験やボランティア活動などの社会体験 観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。」「グループ学習や

異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。」について配慮を求めており、授業構想の視点は学校の内側から外側へ向かわざるをえない。となると、様々な地域情報とスタッフを擁する博物館等の社会教育施設へ、問い合わせや相談が数多く寄せられることが、当然予想される。

また、小学校における人物・文化遺産中心の歴史学習の徹底、中学校における選択教科の大幅な拡大、小中学校社会科における博物館・郷土資料館等の活用と見学・調査の重視も改訂に盛り込まれており、これらも地域の博物館関連施設への接近に拍車をかけることになろう。現行学習指導要領にも謳われている「地域資料館等の利用」がさらにその度を強め、教科学習をはじめとする学校の教育活動全体を通じて、博学連携はますます進展していくに違いない。

このような流れを受け、今後、思いもつかなかった文書館の利用方法が現出するかもしれない。国際理解教育の面から、和紙と墨に着目して日本文化にアプローチする実践が出てくるかもしれないし、情報教育の面から、文書や意思伝達の歩みを調べる取り組みが出てくるかもしれない。また、学校の歴史を調査する教育活動を経て、学校文書館づくりへの助言や指導が求められるかもしれない。創意工夫と発想次第で、文書館史料の活用は無限である。

ただし、学校において多種多様な文書館史料の活用実践を生み出

すのは、教員の側に委ねられているのであり、その可能性をふくませ展望と刺激を提供していくことが私たちの務めであろう。

*

本稿執筆にあたっては、埼玉県立博物館・県立さきたま資料館・埋蔵文化財センター・川越市立博物館・戸田市立郷土博物館・大宮市立博物館・八潮市立資料館・入間市博物館ほか、多くの館園の実践に学ばせていただきました。また、埼玉大学教育学部附属中学校の青柳慎一先生・加須市立加須平成中学校の駒宮一彦先生には、貴重な授業資料を御提供いただきました。この場をお借りして、お礼申し上げます。

註

- (1) 森本祥子「アーキビストの専門性—普及活動の視点から—」(『史料館研究紀要』第二十七号、一九九六年)
- (2) 村上義彦『地域博物館概論』(一九九七年、雄山閣出版)
- (3) 平成九年度長期研修教員の小堺新一氏・今泉大二郎氏は、ともに博学連携をテーマとして研究し、博学連携の推進が「生きる力」を育むことをそろって指摘している。(『平成九年度埼玉県長期研修教員等研修報告書集録』、一九九八年)
- (4) 生涯学習審議会は「地域における生涯学習機会の充実方策について(答申)」(一九九六年)の中で、「学社連携」と「学社融合」について次のように述べている。前者は「学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力しようというもの」、後者は「学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要
- 素を部分的に重ね合わせながら、一体となつて子供たちの教育に取り組んでいこうという考え方であり、学社連携の最も進んだ形態と見ることもできる」。なお、両者の取り組みの違いについては、「生涯学習Q&A」(埼玉県教育委員会、一九九八年)に簡潔にまとめられている。
- (5) 大友秀明「生涯学習体制における地域社会学習プログラムの開発に関する研究」(平成七・八年度文部省科学研究費補助金研究成果報告書、一九九七年)
- (6) 本図作成にあたり、廣瀬隆人「生涯学習時代の博物館と学校教育」(『ムゼイオン』立教大学博物館研究、第三十九号、一九九三年)、同「学校教育と『融合』する博物館活動」(『ミュージアム・データ』第三十五号、一九九六年、丹青研究所)及び本稿末尾に掲げた各館園の研究紀要や広報紙・学習シート等を参考にさせていただいた。
- (7) 埼玉県立博物館、県立近代美術館、県立自然史博物館、さいたま川の博物館、県立さきたま資料館、県立歴史資料館、県立民俗文化センター、県立文書館の八館。
- (8) 白井哲哉「文書館普及活動における二つの試み」(埼玉県立文書館『文書館紀要』第十一号、一九九八年)を参照されたい。
- (9) 小林聖夫「小学校における博物館・郷土資料館の利用」(『地方史研究』第四〇巻六号、一九九〇年)
- (10) 柴田知彰「記録史料の展示に関する一試論」(秋田県公文書館『研究紀要』第三号、一九九七年)
- (11) 中野等「文書館(史料館)における『展示』業務—柳川古文書館を素材として—」(『記録と史料』第二号、一九九一年)
- (12) 長沢洋「常設展示をめぐって」(『広島県立文書館紀要』第三号、一九九四年)
- (13) 辻川敦「この間の史料館の利用・公開事業について—夏休み期間の児童・生徒の利用、市史を読む会の実施—」(『地域史研究—尼崎市立地域研究史料館紀要—』第二十四巻第三号、一九九五年)